

2013年（平成25年）12月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年12月3日付けで諮問（第614号）された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

大分県臼杵津久見司法警察員より刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、保険年金課で保有する国民健康保険被保険者情報に係る照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、大分県臼杵津久見警察署司法警察員に国民健康保険被保険者情報を目的外に提供することについて藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 国民健康保険被保険者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

- (ア) 国民健康保険被保険者証再交付申請書に記載されている申請者の氏名，住所，電話番号，被保険者証番号，申請年月日，発行年月日，市役所が行った本人確認方法
- (イ) 国民健康保険被保険者証再交付申請書に記載されている「再交付を必要とする者」の氏名(フリガナ含む)，住所，生年月日，年齢，性別，被保険者証番号，申請年月日，発行年月日，再交付申請理由，申請の際の資格証交付の有無
- (ウ) 国民健康保険被保険者証再交付の申請（届出）を行った者の本人確認書類（運転免許証）の写し
なお，職業については把握していないので回答しない。
- (エ) 備考欄に記載されている世帯状況及び国民健康保険被保険者証種別，番号

イ 目的外に提供する相手方

大分県臼杵津久見警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した大分県臼杵津久見警察署司法警察員によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また，捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的必要性について大分県臼杵津久見警察署に問い合わせたところ，「捜査内容の詳細については回答できないが，照会対象者については詐欺行為を行った疑いがあり，被害金入金先口座を開設した際の身分確認書類として藤沢市発行の国民健康保険被保険者証を提示しているため，詐欺事件で立件するかどうか判断するにあたり，提示した『国民健康保険被保険者証』は発行事実があり本物であるか，発行事実があれば『国民健康保険被保険者証』の交付を申請し受け取った者が本人であるか，を確認する必要がある。また，当該交付申請書類に照会対象者以外の者が記載されていたとしても，その者が犯行に関与している可能性

があることから『国民健康保険被保険者証』の申請書類一式の写しが必要である。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、国民健康保険者証の発行に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、国民健康保険被保険者証再交付申請書に記載されている照会対象者及び照会対象者以外の者が犯行に関与している可能性があるため、それぞれの者に本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的な理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 国民健康保険被保険者証再交付申請書の写し
- ウ 身分確認書類（運転免許証）の写し
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した大分県臼杵津久見警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者については詐欺行為を行った疑いがあり、被害金入金先口座を開設した際の身分確認書類として藤沢市発行の国民健康保険被保険者証を提示しているため、詐欺事件で立件するかどうか判断するにあたり、提示した『国民健康保険被保険者証』は発行事実があり本物であるか、発行事実があれば『国民健康保険被保険者証』の交付を申請し受け取った者が本人であるかを確認する必要がある。また、当該交付申請書類に照会対象者以外の者が記載されていたとしても、その者が犯行に関与している可能性があることから『国民健康保険被保険者証』の申請書類一式の写しが必要である。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が、国民健康保険被保険者証の発行に関する事務に係る個人情報であり、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

- (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、国民健康保険被保険者証再交付申請書に記載されている照会対象者及び照会対象者以外の者が犯行に関与している可能性があるため、それぞれの者に本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上